

第 12 講 著作権法

第 1 話 著作権の目的

著作権法第 1 条に「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」とあり、この目的のための法律である。

著作権法はこの目的のために著作者の知的創作活動により創出された知的産物に独占権を与えているのは、広義の著作者及び実演家の創作行為の保護を主眼としている。複製機器の高度な発展はこのような知的産物の保護により実効のある保護を求められているが、その困難性も指摘されている。同時に新たな国際的な通信ネットワーク技術(IT=information technology と総称されている)は知的産物へのアクセスの機会が増大し、その国際的な保護のあり方を複雑化している。特にマルチメディアの登場は権利の行使、利用、消尽等従来の著作権法では解釈が困難な課題が生じている。

第 2 話 著作権法の沿革

1. 最初の著作権法

活版印刷技術(15 世紀、ダンベルク)の発明は、出版という行為に経済的価値と利益をもたらした。出版業者は活版印刷したその出版物に排他的権利の確保を必要とした。当時においては著作者の権利よりは出版業者の権利を守る制度が求められていた。

学術文化的知的創作物に対する権利が財産権の一種として認められるようになったのは、18 世紀の英国(大英帝国、連合王国、U K と略称)及びフランス国であるとの説が有力である。英国では 1709 年のアン法令が著作者の権利を認めたので、実質的に最初の著作権法といわれている。1804 年には英国で最初の著作権法は制定され、著作権の存続期間を著作者の生存中及び死後 7 年又は初めより 42 年のいずれか長い期間にする、とした。

フランス国では国王の特権として著作権を与えていたが、その権利は著作者の所有権にあるとの思想によるものであった。フランス革命により共和制となった後、1791 年に演劇著作権を認める特別法、1793 年に文学及び美術的著作権を認める特別法が制定された。

2. わが国の著作権法

- (1) 明治 2 年(1869 年)の出版条例：「図書を著作し、又は外国の図書を翻訳して出版するときは 30 年間専売の権を与えるべし、この専売の権を版權という」と定め、著作権を認めると共に、出版の取り締まりに関する規定を設けた。
- (2) 明治 32 年(1899 年)の著作権法：わが国のベルヌ条約(著作権条約、1886 年)及びパリ条約(工業所有権条約、1883 年)への加盟に伴い、特許法等の工業所有権 4 法と共の制定された。同法は無方式主義が採用され、著作権の保護機関は死後 30 年とされた。その後幾度となく改正された。その主な改正は以下の通りである。
- (3) 大正 9 年(1920 年)8 月 19 日改正：同法第 1 条(現行法第 2 条、定義に相当)に「演奏歌唱」が加えられ、同 32 条の 3 には「音を機械的に複製するの用に供する機器に著作物の適法に写調せられたるものを興業又は放送の用に用する機器に他人の著作物を写調する者は偽作者とみ

なす」とする規定が設けられた。大正3年(1928年)大審院判決、桃中軒雲衛門事件の判決が影響した。

- (4) 昭和9年(1934年)5月1日改正:複製権の制限として、出所を明示することを条件として「脚本又は楽譜を利益を目的とせずかつ出演者が報酬を受けざる興業の用に供し又はその興業を放送すること」、「音を機械的に複製するの用に供する機器に著作物の適法に写調せられてるものを興業又は放送の用に供すること」が加えられた。後者は、出所を明確にすればレコードを放送に自由に使用できることを意味するものである。この改正法は W. Plage 博士等海外で強い批判を受けた。
- (5) 昭和45年(1970年)現行著作権法:同法で著作権の保護期間が50年に延長された。また1961年ローマ条約(実演家、レコード製作者及び放送期間の保護に関する国際条約、隣接権条約ともいう)に沿って、実演家、レコード製作者及び放送事業者については著作隣接権者として、著作権者とは別枠で保護することになった。
- (6) 昭和59年(1984年)著作権法改正:貸レコード等の知的財産の貸与による利用形態に対処するために、著作権法第26条の2を新設した。
- (7) 昭和60年(1985年)著作権法改正: **コンピュータプログラム**を著作物として保護するための改正及び「**プログラム**の著作物に係る登録の特例に関する法律」制定とうがされた。
- (8) 昭和61年(1986年)著作権法改正:データベース等のニューメディアに対応した。
- (9) 昭和63年(1988年)著作権法改正:海賊版ビデオ対策(著作権法第113条第1項第1号)、著作隣接権の保護期間を20年から30年に延長等の改正がされ、かつ平成元年に著作隣接権条約に加入するとともに関係する著作権法の改正を行った。更に平成3年(1991年)には著作隣接権の保護期間を50年に延長した。
- (10) 平成4年(1992年)著作権法改正:私的録音、録画に関する改正、デジタル方式の録音録画機器、媒体価格に保証金を上乗せした。1996年のWIPO外交官会議でベルヌ条約を補完する新条約を採択し、**コンピュータプログラムやデータベース**等の新しい知的創作物の保護とともに、インターネットに代表されるコンピュータネットワークシステムに対応した著作権保護が求められるようになった。
- (11) 平成9年(1997年)、平成12年(1999年)及び平成12年(2000年)著作権法改正:送信可能化権を含むインタラクティブ送信に関する改正及びコピープロテクトを回避することを防ぐ技術的帆が手段や権利管理情報の改変等の規制を盛り込んだ改正を行った。平成12年の改正は、著作権侵害訴訟における著作権者等の立証負担の軽減のための措置と視聴覚障害者のための権利制限措置を柱とする改正を行った。

第3話 著作権法に係る国際条約

1. ベルヌ条約

1886年に欧州各国を中心としてベルンで創設された条約である。わが国は明治32年(1899年)に加盟した。著作権の発生に審査も登録も必要としない無方式主義をとった。当初の事務局はB.I.R.P.I.(国際知的財産保護協会)であったが、現在はWIPOの管理下にある。

ベルヌ条約の基本原則は、1 **内国民待遇**(ベルヌ条約第5条第1項)と2 **無方式主義**(同第5条第2

項)である。保護期間は著作物に関し本国で定める期間を超えることはない(同第 7 条第 8 項)。**無方式主義**とは、著作者の権利の享有に登録、納入、著作権留保表示のないかなる表示も方式も必要でないという原則である。条約上同盟国に保護を義務付けられている著作物は、同盟国国民の著作物と同盟国で最初に発行された著作物である。

2 . その他のベルヌ条約に関連する主な条約

1961 年にローマで成立した「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」、1971 年にジュネーブで成立した「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」、1996 年にジュネーブで成立した「WIPO 著作権条約」、「WIPO 実演・レコード条約」等がある。

3 . 万国著作権条約(Universal Copyright Convention、 UCC と略称)

1952 年に万国著作権条約が制定された。この条約は**無方式主義**のベルヌ条約と、南北アメリカ諸国で締結されたパン・アメリカン法の基での**方式主義**とを橋渡しする条約である。方式主義とは、著作権を保護する条件として、登録、寄託、著作権表示等を求める制度である。

わが国は昭和 31 年(1956 年)に加盟した。2001 年における万国著作権条約への加盟国は 98 カ国である。なお両条約は一方のみの加盟はその条約が適用され、その国でも互惠関係にある国(カンボジア、サウジアラビア等)については著作物の相互保護がなされている。

第 4 話 日本国著作権法 <赤字は著作者の注釈、原条文を参照のこと>

第 1 章 総則

第 1 節 通則

第 1 条 目的

- 1 . この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公平な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 定義

- 1 . この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 . 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲

に属するものをいう。

二．著作者 著作物を創作する者をいう。

三．実演 著作物を演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む)をいう。

四．実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。

五．レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの(音をもっぱら映像とともに再生することを目的としたものを除く)をいう。

六．レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者を言う。

七．商業用レコード 市販の目的をもって製作されるレコードの複製物をいう。

七の2 公衆送信 公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一部の設備の場所が他の部分の設備の場所と同一の構内(その構内が二以上のものの占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信(プログラムの著作物の送信を除く)を除く)を行うことをいう。

八．放送 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線の放送をいう。

九．送事業者 放送を業として行う者をいう。

九の2．有線放送 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気放送をいう。

九の3．有線放送事業者 有線放送を業として行う者をいう。

九の4．自動公衆送信 公衆通信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く)をいう。

九の5．送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ 公衆の用に供されている電機通信回線に接続している自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回路に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆通信の用に供する部分(以下この号において「公衆送信用記録媒体」という)に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有するものをいう。以下同じ)の公衆送信記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報を記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回路への接続(配線、自動公衆送信装置の始動、送受信プログラムなどの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為の内最後のものをいう)を行うこと。

十．画制作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。

十の2 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようこれに対する

指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

十の三．データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、これらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

十一．二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十二．共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与度を分離して個別的に利用することができないものをいう。

十三．録音 音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十四．録画 映像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十五．複製 印刷、写真、複写、録音その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従って建築物を完成すること。

十六．上演 演奏(歌唱を含む。以下同じ)以外の方法により著作物を演ずることをいう。

十七．上映 著作物(公衆送信されるものを除く)を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

十八．口述 朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること(実演に該当するものを除く)をいう。

十九．頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されたものにあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製を譲渡し、又は貸与することを含む者とする。

二十．技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない手段(次号において「電磁的方法」という)により、第17条第1項に規定する著作人格権又は第89条第6項に規定する著作隣接権(以下この号において「著作権等」という)を侵害する行為の防止又は抑止(著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第30条第1項第2号において同じ)をする手段(著作権等を有する者の意思に基づきことなく用いられているものを除く)であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(次号において「著作物等」という)の利用(作者の同意を得ないで行つたとしたならば著作人格権を侵害となるべき行為を含む)に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、又は放送する方式によるものをいう。

二一．権利管理情報 第17条第1項に規定する著作人格権若しくは著作権又は第89条第1項から第4項までの権利(以下この号において「著作権等」という)に関する情報であつて、イから八までのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、又は放送されるもの(著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作物の管

理(電子計算機によるものに限る)に用いられていないものを除く)をいう。

イ．著作物等、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報

ロ．著作権等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報

ハ．他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

- 2．この法律のいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。
- 3．この法律のいう「映画の著作物」には、映画の效果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。
- 4．この法律のいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。
- 5．この法律のいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。
- 6．この法律のいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあるものを含むものとする。
- 7．この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること(公衆送信又は上映されたものを除く)及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること(公衆送信に該当するものを除く)を含むものとする。
- 8．この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法でもってするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。
- 9．この法律において、第1項第7号の2、第8号、第9号の2、第9号の4、第9号の5若しくは第13号から第19号まで又は前2項に掲げる用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。

第3条(著作物の発行)

- 1．著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第21条に規定する権利を有する者又はその許諾(第63条第1項の規定による利用の許諾をいう。同条を除き、以下この章及び次章において同じ)を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者にとって作成され、頒布された場合(第26条<頒布権>、第26条の2第1項<譲渡権>又は第26条の3<貸与権>に規定する権利を有する者の権利を害さない場合に限る)において、発行されたものとする。
- 2．二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第28条の規定により第21条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によって作成され、頒布された場合(第28条の規定により第26条<頒布権>、第26条の2第1項<譲渡権>又は第26条の3<貸与権>に規定する権利を有する者の権利を害さない場合に限る)には、その原著作物は、発行されたものとする。
- 3．著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば前2項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ前2項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、前2項の規定を適用する。

第4条(著作物の公表)

1. 著作物は、発行され、又は第22条から第25条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によって上演、演奏、上映、公衆通信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合(建築物の著作権にあっては、第21条に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によって建築された場合を含む)において、公表されたものとみなす。
2. 著作物は、第23条第1項に規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によって送信可能化された場合には、公表されたものとみなす。
3. 二次的著作物である翻訳物が第28条の規定により第22条から第24条までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によって上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第28条の規定により第23条第1項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によって送信可能化された場合には、その原著作物は、公表されたものとみなす。
4. 美術の著作物又は写真の著作物は、第45条第1項に規定する者<原本所有者>によって同項の展示が行われた場合には、公表されたものとみなす。
5. 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第1項から第3項までの権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第1項から第3項までの権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。

第5条(条約の効果)

1. 著作者の権利及びこれに隣接する権利に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第2節 適用範囲

第6条(保護を受ける著作物)

1. 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。
 - 一. 日本国民(わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ)の著作物
 - 二. 最初に国内において発行された著作物(最初にこの法律の施行地外において発行されたが、発行の日30日以内に国内において発行されたものを含む)
 - 三. 前2号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

第7条(保護を受ける実演)

1. 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。
 - 一. 国内において行われた実演
 - 二. 次条第1号又は第2号に掲げるレコードに固定された実演
 - 三. 第9条第1号又は第2号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く)
 - 四. 第9条第2号に掲げる有線放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く)
 - 五. 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演
 - イ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下「実演家等保護条約」という)の締約国において行われた実演

ロ 次条第3号に掲げるレコードに固定された実演

ハ 第9条第3号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く)

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

イ 世界貿易機関の加盟国において行われる実演

ロ 次条第4号に掲げるレコードに固定された実演

ハ 第9条第4号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く)

第8条(保護を受けるレコード)

1. レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民をレコード製作者とするレコード

二 レコードでこれに固定されている音が最初に国内において固定されているもの

三 前2号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード

イ 実演家等保護条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ)をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演家等保護条約の締約国において固定されたもの

四 前3号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード

イ 世界貿易機関の加盟国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ)をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

ハ 第9条第4号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く)

五 前各号に掲げるもののほか、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(第121条の2第2号において「レコード保護条約」という)によりわが国が保護の義務を負うレコード

第9条(保護を受ける放送)

1. 放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民を放送事業者の放送

二 国内にある放送設備から行われる放送

三 前2号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送

イ 実演家等保護条約の締約国の国民である放送事業者の放送

ロ 実演家等保護条約の締約国にある放送設備から行われる放送

四 前3号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送

イ 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

ロ 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われている放送

ハ 第9条第4号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、

又は録画されているものを除く)

第9条の2(保護を受ける有線放送)

1. 有線放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。
 - 一. 日本国民である有線放送事業者の有線放送(放送を受信して行うものを除く。次号において同じ)
 - 二. 国内にある有線放送設備から行われる有線放送

第2章 著作者の権利

第1節 著作物

第10条(著作物の例示)

1. この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。
 - 一. 小説、脚本、論文、講演その他の言語による著作物
 - 二. 音楽の著作物
 - 三. 舞踊又は無言劇の著作物
 - 四. 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
 - 五. 建築の著作物
 - 六. 地図又は学術的な性格を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
 - 七. 映画の著作物
 - 八. 写真の著作物
 - 九. **プログラムの著作物**
2. 事実の伝承に過ぎない雑報及び時事の報道は、前項第1号に掲げる著作物に該当しない。
3. 前第1項第9号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いる**プログラム言語**、規約及び解法には及ばない。この場合において、これらの用語の意味は、次の各号に定めるところによる。
 - 一. **プログラム言語** **プログラムを表現する手段**としての文字その他の記号及びその体系をいう。
 - 二. **規約** **特定のプログラムにおける前号のプログラム言語**の用法についての特別な約束をいう。
 - 三. **解法** **プログラム**における電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

第11条(二次的著作物)

1. 二次的著作物に対するこの法律の保護は、その原作者の権利に影響を及ぼさない。

第12条(編集著作物)

1. 編集物(データ・ベースに該当するものを除く)でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。
2. 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

第12条の2(データベースの著作物)

1. **データベース**でその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。
2. 前項の規定は、同項の**データベース**の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

第13条(権利の目的とならない著作物)

1. 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的とすることができない。
 - 一 . 憲法その他の法令
 - 二 . 国もしくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これに類するもの
 - 三 . 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続によって行われるもの
 - 四 . 前3号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が作成するもの

第2節 著作者

第14条(著作者の推定)

- 1 . 著作物の原作者に、又は著作物の公衆へに提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「変名」という)として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

第15条(職務上作成される著作物の著作者)

- 1 . 法人その他の使用者(以下この条において「法人等」という)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めのない限り、その法人等とする。
- 2 . 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めのない限り、その法人等とする。

第16条(映画の著作物の著作者)

- 1 . 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第3節 権利の内容

第1款 総則

第17条(著作者の権利)

- 1 . 著作者は、次条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利(以下「著作者人格権」という)並びに第21条から第28条まで規定する権利(以下「著作権」という)を享有する。
- 2 . 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

第2款 著作者人格権

第18条(公表権)

- 1 . 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表されたものを含む)。

以下この条において同じ)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

2. 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。
 - 一 .その著作物でまだ公表していないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。
 - 二 .その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による提示の方法で公衆に提示すること。
 - 三 .第29条に規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。
3. 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。
 - 一 .その著作物でまだ公表していないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という)第2条第1項の行政機関をいう。以下同じ)に提供した場合(情報公開法第9条第1項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く) 情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作権を公衆に提供し、又は提示すること。
 - 二 .その著作物でまだ公表していないものを地方公共団体に提供した場合(開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く) 情報公開条例(地方公共団体の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ)の規定により地方公共団体の機関が当該著作権を公衆に提供し、又は提示すること。
4. 第1項に規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - 一 .情報公開法第5条の規定により行政機関の長が同条第1号若しくは八若しくは同条第2号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき、又は情報公開法第7条の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。
 - 二 .情報公開条例(情報公開法第13条第2項及び第3項に相当する規定を設けてあるものに限る。第4号において同じ)の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第5条第1号又は同条第2号ただし書に規定する情報が記録されているものに限る)を公衆に提供し、又は提示するとき。
 - 三 .情報公開条例の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第13条第2項及び第3項に相当する規定を設けてあるものに限る。第4号において同じ)の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第5条第1号八に規定する情報が記録されているものに限る)を公衆に提供し、又は提示するとき。
 - 四 .情報公開条例の規定で情報公開法第7条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

第19条(氏名表示権)

1. 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

2. 著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示することができる。
3. 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められているときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。
4. 第1項に規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - 一. 情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物に既にその著作者が表示されているところに従って著作者名を表示するとき。
 - 二. 情報公開法第6条第2項の規定又は情報公開条例の規定で同項の規定に相当するものにより行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとるとき。

第20条(同一性保持権)

1. 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。
2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。
 - 一. 第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む)又は第34条第1項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむをえないと認められるもの
 - 二. 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる変更
 - 三. 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機においても利用し得るようにするために、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効率的に利用し得るようにするために必要な改変
 - 四. 前3号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしてやむをえないと認められる改変

第3款 著作権に含まれる権利の種類

第21条(複製権)

1. 著作者はその著作物を複製する権利を専有する。

第22条(上演権及び演奏権)

1. 著作者は、公衆に直接見せ又は利かせることを目的として(以下「公に」という)上演し、又は演奏する権利を専有する。

第22条の2(上映権)

1. 著作者は、この著作物を公に上映する権利を専有する。

第23条(公衆送信権等)

1. 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む)を行う権利を専有する。
2. 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

第24条(口述権)

1. 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

第25条(展示権)

1. 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作により公に展示する権利を専有する。

第26条(頒布権)

1. 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。
2. 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

第26条の2(譲渡権)

1. 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ)を原作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。
3. 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。
 - 一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者より公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物
 - 二 第67条第1項<著作者不明>若しくは第69条<発売3年後の商業レコード>の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律第5条第1項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
 - 三 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物
 - 四 この法律の施行地以外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は前項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された原作品又はその複製物

第26条の3(貸与権)

1. 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く)をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

第27条(翻訳権、翻案権等)

1. 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

1. 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

第4款 映画の著作物の著作権の帰属

第29条(映画の著作物の著作権の帰属)

1. 映画の著作物(第15条第1項、次項又は第3項の規定の適用を受けるものを除く)の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。
2. もっぱら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する著作物(第15条第1項の規定の適用を受けるものを除く)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。
 - 一. その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物を有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達する権利
 - 二. その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利
3. 専ら有線放送事業者が有線放送のための技術的手段として製作する映画の著作物(第15条第1項の規定の適用を受けるものを除く)の著作権のうち次に掲げる権利は、その映画製作者としての当該有線放送事業者に帰属する。
 - 一. その著作物を有線放送する権利及び有線放送されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利
 - 二. その著作物を複製し、又はその複製物により有線放送事業者に頒布する権利

第5款 著作物の制限

第30条(私的使用のための複製)

1. 著作権の目的となっている著作物(以下この款において単に「著作物」という)は、個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。
 - 一. 公衆の使用することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう)を用いて複製する場合
 - 二. 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く)を行うことにより、当該技術的保護手段によって抑制されている行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑制されている行為の結果に生じないようにすることをいう。第120条の2第1号及び第2号において同じ)により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知りながら行う場合
1. 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く)であって政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の保証金を著作権者に支払わなければならない。

第31条(図書館等による複製)

1. 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という)においては、次に掲げる場合には、その営利を

目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という)を用いて著作物を複製することができる。

- 一．図書館等の利用者の求めに応じ、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に記載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場
合
- 二．図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三．他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な
図書館資料の複製物を提供する場
合

第32条(引用)

- 1．公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な
慣行に合致する者であり、かつ、報道、批評、研究の範囲内で行われるものでなければならない。
- 2．国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が一般に周知させしことを目的として作成し、
その著作者の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これに類する著作物は、
説明の材料としての新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止
する旨の表示がある場合は、この限りでない。

第33条(教科書用等への転載)

- 1．公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、
中学校、高等学校又は中等教育学校その他これに準じる学校における教育の用に供される児童用
又は生徒用の図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有す
るものをいう)に掲載することができる。
- 2．前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同
項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官
が毎年定める額の補償金を著作者に支払わなければならない。
- 3．文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。
- 4．前3項の規定は、高等学校(中等学校の後期課程を含む)の通信教育用学習図書及び第1項の教科
用図書に係る教師用指導書(当該教育用図書を発行する者の発行に係るものに限る)への著作物
の掲載に準用する。

第34条(学校教育番組の放送等)

- 1．公表された図書は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の
定める教育課程の基準に準拠した学校向け放送番組又は有線放送番組において放送し、及び当該
放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。
- 2．前項に規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償
金を著作権者に支払わなければならない。

第35条(学校その他の教育機関における複製)

- 1．学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)において教育を担当する者
は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度に
おいて、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに
その複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りで

る額の補償金を支払わなければならない。

第39条(時事問題に関する論説の転載)

1. 新聞又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説(学術的な性格を有するものを除く)は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送することができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。
2. 前項の規定により放送され、又は有線放送される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

第40条(政治上の演説等の利用)

1. 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続(行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第42条において同じ)における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。
2. 国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人において行なわれた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は報道し、若しくは有線放送することができる。
3. 前項の規定により放送され、又は有線放送される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

第41条(時事の事件の報道のための利用)

1. 写真、映画、放送その他の方法によって時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。

第42条(裁判手続等における複製)

1. 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のための内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第42条の2(情報公開法等による開示のための利用)

1. 行政機関の長又は地方公共団体の機関は、情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、情報公開法第10条第1項(同項に基づく政令を含む。以下この条において同じ)に規定する方法又は情報公開条例に定める方法(情報公開法第14条第1項に規定する方法以外のものは除く)により開示するために必要と認める限度において、当該著作物を利用することができる。

第43条(翻訳、翻案等による利用)

1. 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。
 - 一. 第30条第1項<私的利用>又は第33条から第35条まで<教科書への転載、学校教育番組の放送、教育機関の複製>： 翻訳、編曲、変形又は翻案
 - 二. 第31条第1号<図書館等の複製>、第32条<引用>、第36条<試験問題に複製>、第3

7条<点字による複製>、第39条第1項<時事問題論説の複製>、第40条第2項<政治上の演説の利用>、第41条<事件報道の利用>又は第42条<裁判手続等の複製>： 翻訳

三．第37条の2<視覚障害者のための自動公衆送信>： 翻案(要約に限る)

第44条(放送事業者等による一時的固定)

1. 放送事業者は、第23条第1項に規定する権利<公衆送信権>を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送できる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。
2. 有線放送事業者は、第23条第1項に規定する権利<公衆送信権>を害することなく有線放送することができる著作物を、自己の有線放送(放送を受信して行なうものを除く)のために、自己の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。
3. 前2項の規定により作成された録音物又は録画物は、録音又は録画の後6月(その期間内に録音物又は録画物を用いてする放送又は有線放送があったときは、その放送又は有線放送の後6月)を超えて保存することができない。ただし、政令で定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合は、この限りでない。

第45条(美術の著作物等の原作品の所有者による展示)

1. 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得たものは、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。
2. 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆飲見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

第46条(公開の美術の著作物等の利用)

1. 美術の著作物でその原作品が前条第2項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築物の著作物は、次の掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。
 - 一．彫刻を増製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
 - 二．建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
 - 三．前条第2項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
 - 四．専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

第47条(美術の著作物等の展示に伴う複製)

1. 美術の著作物又は写真の著作物の原作品より、第25条の権利<展示権>を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

第47条の2(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

1. プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物を含む)することができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第113条第2項<プログラムの著作物の侵害とみなす行為>の規定が適用される場合は、この限りでない。
2. 前項の複製物の所有者が当該複製物(前項の規定により作成された複製物を含む)のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなった後は、その者は、当該著作権者の別段の意思

表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

第47条の3(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

1. 第30条第1号、第32条、第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む)、第34条第1項、第35条、第36条第1項、第37条第1項若しくは第2項、第41条、第42条、第42条の2、第46条又は第47条の規定により複製することができる著作物は、これらの規定を受けて作成された複製物(第31条第1号、第35条、第36条第1項又は第42条の規定に係る場合にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第31条第1号、第35条、第41条、第42条又は第42条の2規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第31条第1号、第35条又は第42条の規定に係る場合にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く)を、第31条第1号、第35条、第41条、第42条又は第42条の2に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

第48条(出所の明示)

1. 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作権の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。
 - 一. 第32条、第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む) <教科用図書等への掲載>、第37条第1項若しくは第3項 <点字による複製>、第42条 <裁判手続等における複製> 又は第47条 <展示に伴う複製> の規定により著作物を複製する場合
 - 二. 第34条第1項 <教育番組の放送>、第37条の2 <視覚障害者用自動公衆送信>、第39条第1項 <論説の転載> 又は第40条第1項若しくは第2項 <政治上の演説の利用> の規定により著作物を利用する場合
 - 三. 第32条 <引用> の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第35条 <教育機関における複製>、第36条第1項 <試験問題としての複製>、第38条第1項 <営利を目的としない上演等>、第41条 <時事事件報道のための利用> 若しくは第46条 <公開の美術の著作物の利用> の規定により著作物を利用する場合において、出所の明示をする慣行がある場合
2. 前項の出所の明示に当たっては、これに伴ない著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を表示しなければならない。
3. 第43条に規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、第2項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

第49条(複製物の目的外使用等)

1. 次に掲げる者は、第21条の複製を行ったものとみなす。
 - 一. 第30条第1項、第31条第1号、第35条、第37条第3項、第41条から第42条の2まで又は第44条第1項若しくは第2項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製を頒布し、又は当該著作物によって当該著作物を公衆に提示した者
 - 二. 第44条第3項の規定に違反して同項の録音物又は録画を保存した放送事業者又は有線放送事業者

- 三．第47条の2第3項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第2号の複製物に該当するものを除く)を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物を公衆に提示した者
 - 四．第47条の2第2項の規定に違反して同項の複製物(次項第2号の複製物に該当するものを除く)を保存した者
- 2．次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第27条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行なったものとみなす。
 - 一．第30条第1項、第31条第1号、第35条、第37条第3項、第41条又は第42条に定める目的以外の目的のために、第43条の規定の適用を受けて同条第1号若しくは第2号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製を頒布し、又は当該著作物によって当該二次的著作物を公衆に提示した者
 - 二．第47条の2第1項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって当該二次的著作物を公衆に提示した者
 - 三．第47条の2第2項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

第50条(著作者人格権との関係)

- 1．この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第4節 保護期間

第51条(保護機関の原則)

- 1．著作権の存続期間は、著作物の創作のときから始まる。
- 2．著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ)50年を経過するまでの間、存続する。

第52条(無名又は変名の著作物の保護期間)

- 1．無名又は変名の著作物の保護期間は、その著作物の公表後50年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後50年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後50年を経過したと認められる時において、消滅した者とする。
- 2．前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - 一．変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。
 - 二．前項の期間内に第75条第1項の実名の登録があったとき。
 - 三．著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

第53条(団体名義の著作物の保護期間)

- 1．法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、緒の著作物の公表後50年(その著作物が創作後50条年以内に公表されなかったときは、その創作後50年)を経過するまでの間、存続する。
- 2．前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

3. 第15条第2項<職務著作物>に規定する法人その他の団体が著作者である著作物の著作権の存続期間に関しては、第1項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作物の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。

第54条(映画の著作物の保護期間)

1. 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年(その著作物が創作後50年以内に公表されなかったときは、その創作後50年)を経過するまでの間、存続する。
2. 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作権とともに消滅した物とする。
2. 前2条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。

第55条 削除

第56条(継続的刊行物等の公表の時)

1. 52条第1項、第53条第1項及び第54条第1項の公表のときは、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表に時によるものとし、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。
2. 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から継続して3年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうちの最終の部分をもって前項の最終部分とする。

第57条(保護期間の計算方法)

1. 第51条第2項、第52条第2項、第53条第1項又は第54条第1項の場合において、著作者の死後50年若しくは創作後50年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

第58条(保護期間の特例)

1. 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国又は世界貿易機構の加盟国である外国を同条約又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の規定に基づいて本国とする著作物(第6条第1項に該当するものを除く)で、そのほう語句において定められる著作物の存続期間が第51条から第54条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間とする。

第58条中「国際同盟の加盟国」の下に「著作権に関する世界知的財産機関条約の締結国」を加え、「同条約」を「それぞれ文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界知的財産機関条約」に改める。(著作権に関する世界知的財産機関条約が日本国について効力を生ずる日から施行する)

第5節 著作者人格権の一身専属製等

第59条(著作者人格権の一身専属性)

1. 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

第60条(著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護)

1. 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作権者が存しなくなった後においても、著作権者が存しているとしたならばその著作権者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変化その他によりその行為が当該著作権者の意を害さないと認められた場合は、この限りでない。

第6節 著作権の譲渡及び消滅

第61条(著作権の譲渡)

1. 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
2. 著作権を譲渡する契約において、第27条<翻訳権、翻案権>又は第28条<二次的著作物の利用に関する原作者の権利>に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡したものに留保されたものと推定する。

第62条(相続人の不存在の場合等における著作権の消滅)

1. 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。
 - 一. 著作権者が死亡した場合において、その著作権者が民法第959条(相続財産の国庫帰属)の規定により個々に帰属すべきこととなるとき。
 - 二. 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が民法第72条第3項(残余財産の国庫帰属)その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。
2. 第54条第2項<映画の著作物の保護期間>の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合についても準用する。

第7節 権利の行使

第63条(著作物の利用の許諾)

1. 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
2. 前項の許諾を受けた者は、その許諾に係る方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。
3. 第1項の許諾に係る著作物利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。
4. 著作物の放送又は有線放送についての第1項の許諾は、契約に別段の定めのない限り、当該著作物の録音、又は録画の権利を含まないものとする。
5. 著作物の送信可能化についての第1項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行なう当該著作物の送信可能化については、第23条第1項<公衆送信権>の規定は、適用しない。

第64条(共同著作物の著作権者人格権の行使)

1. 共同著作物の著作権者人格権は、著作権全員の合意がなければ行使することができない。
2. 共同著作物の各著作権者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。
3. 共同著作物の著作権者は、そのうちからその著作権者人格権を代表して行使する者を定めることができる。

4. 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第3者に対抗することができない。

第65条(共同著作権の行使)

1. 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権(以下この条において「共同著作権」という)については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。
2. 共同著作権は、その共有者全員の同意によらなければ、行使することができない。
3. 前2項の場合において、各共有者は、正当な理由のない限り、第1項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
4. 前条第3項及び第4項の規定は、共有著作権の行使に準用する。

第66条(質権の目的となった著作権)

1. 著作権は、これを目的として質権を設定した場合においても、設定行為に別段の定めのない限り、著作者が行使するものとする。
2. 著作権を目的とする質権は、当該著作権の譲渡又は当該著作権に係る著作物の利用につき著作者が受けるべき金銭その他の物(出版権の設定の対価を含む)に対しても、行なうことができる。ただし、これらの支払又は引渡しの前に、これらを差し押さえることを必要とする。

第8節 裁定による著作物の利用

第67条(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

1. 表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかな著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当の努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定にかかる利用方法により利用することができる。
2. 前項の規定により作成した著作物の複製には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあった年月日を表示しなければならない。

第68条(著作物の放送)

1. 公表された著作物を放送しようとする放送事業者は、その著作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払って、その著作物を放送することができる。
2. 前項に規定により放送される著作物は、有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送又は伝達を行う者は、第38条第2項及び第3項<営利を目的としない放送>の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料に相当する額の補償金を著作者に支払わなければならない。

第69条(商業用レコードへの録音等)

1. 商業用レコードが最初に国内において発売され、かつ、その最初の発売に日から3年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の承諾を得て録音されている音楽の著作物を録音

して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音又は譲渡による公衆への提供の許諾につき協議を求めたが、その協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払って、当該録音又は譲渡による公衆への提供をすることができる。

第70条(裁定に関する手続及び基準)

1. 第67条第1項、第68条第1項又は前条の裁定を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
2. 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの(第78条第5項及び第107条第2項において「国等」という)であるときは、適用しない。
3. 文化庁長官は、第68条第1項又は前条の裁定の申請があったときは、その旨を当該申請に係る著作権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。
4. 文化庁長官は、第67条第1項、第68条第1項又は前条の裁定を申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの裁定をしてはならない。
 - 一. 著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。
 - 二. 第68条第1項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送に許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。
5. 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとしているときは、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもって申請者にその旨を通知しなければならない。
6. 文化庁長官は、第67条第1項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第68条第1項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。
7. 前各号に規定するもののほか、この節に定める裁定に関する必要な事項は、政令で定める。

第9節 補償金・・・以下省略

第71条(文化審議会への諮問)

第72条(補償金な額についての訴え)

第73条(補償金の額についての意義申立ての制限)

第74条(補償金の供託)

第10節 登録

第75条(実名の登録)

1. 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、

その著作物についてその実名の登録をすることができる。

2. 著作者は、その遺言で指定する者により、死後において前項の登録を受けることができる。
3. 実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作者を推定する。

第76条(第一発行年月日等の登録)

1. 著作者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は、その著作物について第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。
2. 第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの登録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があったものと推測する。

第76条の2(創作年月日の登録)

1. プログラムの著作物の著作者は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。ただし、その著作物の創作後6月を経過した場合は、この限りでない。
2. 前項の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において創作があったものと推定する。

第77条(著作権の登録)

1. 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。
 - 一. 著作権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ)又は処分の制限。
 - 二. 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

第78条(登録手続等)

1. 第75条第1項、第76条第1項、第76条の2第1項又は前条の登録は、文化庁長官が著作権登録原簿に記載して行う。
2. 文化庁長官は、第75条第1項の登録を行なったときは、その旨を官報で告示する。
3. 何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本若しくはその附属書類の写しの交付又は著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。
4. 項の請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
5. 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。
6. 第1項に規定する登録に関する処分については行政手続法第2章及び第3章は、適用しない。
7. 著作権登録原簿及びその附属書類については、情報公開法の規定は、適用しない。
8. この節に規定するもののほか、第1項に規定する登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第78条の2(プログラムの著作物の登録に関する特例)

1. プログラムの著作物に係る登録については、この節の規定によるほか、別に法律で定めるところによる。

第3章 著作権

第79条(著作権の設定)

1. 第21条に規定する権利を有する者(以下この章においては「複製権者」という)は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、著作権を設定することができる。
2. 複製権者は、その複製権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾

得た場合に限り、著作権を設定することができる。

第80条(著作権の内容)

1. 著作権者は、設定行為で定めるところにより、頒布を目的として、その著作権の目的である著作物を原文のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。
2. 著作権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為で別段の定めのある場合を除き、著作権の設定後最初の出版があった日から3年を経過したときは、複製権者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物を全集その他の編集物(その著作者の著作物に限る)に収録して複製することができる。
3. 著作権者は、他人に対し、その著作権の目的である著作物の複製を許諾することができない。

第81条(出版の義務)

1. 著作権者は、その出版の目的である著作物につき次の義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めのある場合は、この限りでない。
 - 一.複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の現品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から6月以内に当該著作物を出版する義務
 - 二.当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

第82条(著作物の修正増減)

1. 著作者は、その著作物を著作権者があらためて複製する場合には、正当な範囲内において、その著作物の修正又は増減を加えることができる。
2. 著作権者は、その著作権の目的である著作物をあらためて複製しようとするときは、そのつど、あらかじめ著者にその旨を通知しなければならない。

第83条(著作権の存続期間)

1. 著作権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。
2. 著作権は、その存続期間について設定行為に定めのないときは、その設定後最初の出版があった日から3年を経過した日において消滅する。

第84条(著作権の消滅の請求)

1. 著作権者が第81条第1号の義務に違反したときは、複製権者は、著作権者に通知してその著作権を消滅させることができる。
2. 著作権者が第81条第2号の義務に違反した場合において、複製権者が3月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行ががされないときは、複製権者は、著作権者に通知してその著作権を消滅させることができる。
3. 複製権者である著作権者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなったときは、その著作物を絶版にするために、著作権者に通知してその著作権を消滅させることができる。ただし、当該絶版により著作権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。

第85条 削除

第86条(著作権の制限)

1. 第30条第1項<私的複製>、第31条<図書館等の複製>、第32条<引用>、第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む)<教科用図書等への複製>、第34条第1項<学

校放送>、第35条<学校等の複製>、第36条第1項<試験問題としての複製>、第37条第1項<点字複製>、第39条第1項<論説の転載>、第40条第1項及び第2項<政治演説の利用>、第41条から第42条の2まで<裁判における複製、情報開示のための複製>、第46条<公開美術の利用>並びに第47条<美術の展示に伴う複製>の規定は、著作権の目標となっている著作物の複製について準用する。この場合において、第35条及び第42条中「著作権者」とあるのは、「著作権者」と読み替えるものとする。

2. 前項において準用する第30条第1項、第31条第1号、第35条、第41条、第42条又は第42条の2に定める目的以外の目的のために、これらに規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物を公衆に提示した者は、第80条第1項の複製を行った者とみなす。

第87条(著作権の譲渡等)

1. 著作権は、複製権者の承諾を得た場合に限り、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

第88条(著作権の登録)

1. 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。
 - 一. 著作権の設定、移転(相続その他の一般承継を除く。次号において同じ)、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く)又は処分の制限
 - 二. 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く)又は処分の制限
2. 第78条(第2項を除く)<登録手続等>の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第6項中「著作権登録原簿」とあるのは、「著作権登録原簿」と読み替えるものとする。

第4章 著作隣接権

第1節 総則

第89条(著作隣接権)

1. 実演家は、第91条第1項<録音権及び録画権>、第92条第1項<放送権及び有線放送権>、第92条の2第1項<送信可能化権>、第95条の2第1項<譲渡権>及び第95条の3第1項<貸与権>に規定する権利並びに第95条第1項<商業用レコードの二次使用>に規定する二次使用料及び第97条の3第3項<レコード貸与権>に規定する報酬を受ける権利を享有する。
2. レコード製作者は、第96条、第96条の2、第97条の2第1項及び第97条の3第1項に規定する権利並びに第97条第1項に規定する二次使用料及び第97条の3第3項に規定する報酬を受ける権利を享有する。
3. 放送事業者は、第98条から第100条までに規定する権利を享有する。
4. 有線放送事業者は、第100条の2から第100条の4までに規定する権利を享有する。
5. 前各号の権利の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。
6. 第1項から第4項までの権利(第1項)及び第2項の二次使用料及び報酬を受ける権利を除く)は、著作隣接権という。

第90条(著作者の権利と著作隣接権との関係)

1. この章の規定は、著作者の権利に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第2節 実演家の権利・・・以下の5節は省略

第3節 レコード製作者の権利

第4節 放送事業者の権利

第5節 優先放送事業者の権利

第6節 保護期間

第101条(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

1. 著作隣接権の保護期間は、次の各号に掲げる時に始まり、当該各号の行為が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時をもって満了する。
 - 一. 実演に関しては、その実演を行った時
 - 二. レコードに関しては、その音を最初に固定した時
 - 三. 放送に関しては、その放送を行った時
 - 四. 有線放送に関しては、その有線放送を行った時

第7節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

第102条(著作隣接権の制限)

1. 第30条第1項<私的複製>、第31条<図書館等の複製>、第32条<引用>、第35条<学校等の複製>、第36条<試験問題としての複製>、第37条第3項<点字複製>、第38条第2項及び第4項<>、第41条から第42条の2まで<裁判における複製、情報開示のための複製>、並びに第44条<>(第2項を除く)の規定は、著作隣接権の目標となっている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第30条第2項及び第47条の3の規定は、著作隣接権の目標となっている実演又はレコードに準用し、第44条第2項の規定は、著作隣接権の目標となっている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第1項中「第23条第1項」とあるのは「第92条第1項、第99条第1項又は第100条の3」と、第44条第2項中「第23条第1項」とあるのは、「第92条第1項又は第100条の3」と読み替えるものとする。
2. 前項において準用する第32条第1項、第37条第3項又は第42条の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下「実演等」と総称する)を複製するばあいにおいて、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。
3. 第39条第1項又は第40条第1項若しくは第2項の規定により著作物を放送し、又は有線放送することができる場合には、その著作物の放送又は有線放送を受信してこれを有線放送し、又は影像を拡大する特別な装置を用いて公に伝達することができる。

4. 次に掲げる者は、第91条第1項<録音権、録画権>、第96条<レコード複製権>、第98条<放送複製権>又は第100条の2<有線放送複製権>の録音、録画又は複製を行なったものとみなす。

一. 第1項において準用する第30条第1項<私的複製>、第31条第1号<図書館等の複製>、第35条<学校等の複製>、第37条第3項<点字複製>、第41条から第42条の2まで<裁判における複製、情報開示のための複製>、第44条第1項若しくは第2項<>に定める目的以外の目的のために、これ等の規定の適用を受けて作成した実演等の複製物を頒布し、又は複製物によって当該実演、当該レコードにかかる音楽若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者

二. 第1項において準用する第44条第3項の規定に違反して同項の録音物を保存した放送事業者又は有線放送事業者

第103条(著作隣接権の譲渡、行使等)

1. 第61条第1項の規定は、著作隣接権の譲渡について、第62条の規定は著作隣接権の消滅について、第63条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第65条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第66条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されているが藍について、それぞれ準用する。この場合において、第63条第5条中「第23条第1項」とあるのは「第92条の2第1項又は第96条の2<送信可能化権>」と読み替えるものとする。

第104条(著作隣接権の登録)

1. 第77条及び第78条(第2項を除く)の規定は、著作隣接権に関する登録に準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第6項中「著作権登録原簿」とあるのは、「著作隣接権登録原簿」と読み替えるものとする。

第5章 私的録音録画補償金

第104条の2(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

1. 第30条第2項(第102条第1項において準用する場合を含む。以下子の章において同じ)の補償金(以下この章において「私的録音録画補償金」という)を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者(以下子の章において「権利者」という)のためにその権利を行使することを目的とする団体であって、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下子の章において「指定管理団体」という)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によってのみ行使することができる。

一. 私的使用を目的として行なわれる録音(専ら録画とともに行われるものを除く。以下この章において「私的録音」という)に係る私的録音録画補償金

二. 私的使用を目的として行なわれる録画(専ら録音とともに行われるものを含む。以下この章において「私的録画」という)に係る私的録音録画補償金

2. 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもって私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行なう権限を有する。

第104条の3(指定の基準)・・・条文省略

第104条の4(私的録音録画補償金の特例)

1. 第30条第2項の政令で定まる機器(以下この章において「特定機器」という)又は記録媒体(以下この章において「特定記録媒体」という)を購入する者(当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る)は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行なう私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第104条の6第1項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があった場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。
2. 前項の規定により私的録音録画補償金を支払った者は、指定管理団体に対し、その支払に係る特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを証明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる。
3. 第1項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行なう者は、第30条第2項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けているものであるときは、この限りでない。

第104条の5(製造業者等の協力義務)

1. 前条第1項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者(次条第3項において「製造業者等」という)は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない。

第104条の6(私的録音録画補償金の額)

1. 第104条の2第1項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受け取る権利を行使する場合には、指定管理団体は、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2. 前項の認可があったときは、私的録音録画補償金の額は、第30条第2項に規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。
2. 指定管理団体は、第104条の4第1項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係る第1項の認可の申請に際し、あらかじめ、製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴かななければならない。
4. 文化庁長官は、第1項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第30条第1項(第102条第1項で準用する場合を含む)及び第104条の4第1項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。
5. 文化庁長官は、第1項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

第104条の7(補償金関係業務の執行に関する規定)

1. 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規定を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

2. 前項の規定には、私的録音録画補償金(第104条の4第1項の規定に基づき支払を受けるものに限る)の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第30条第2項の規定の趣旨< **デジタル方式の録音録画機器** >を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

第104条の8(著作権等の保障に関する事業等のための支出)

1. 指定管理団体は、私的録音録画補償金(第104条の4第1項の規定に基づき支払を受けるものに限る)の額の二割以内で政令に定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。
2. 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。
3. 文化庁長官は、第1項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第104条の9(報告の聴取等)

1. 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関連業務に関して報告させ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提供を求め、又は補償金関連業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

第104条の10(著作権に関する仲介業務に関する法律の適用除外)

1. 著作権に関する仲介業務に関する法律の規定は、指定管理団体が行なう補償金関係業務については、適用しない。

第104条の11(政令への委任)

1. この章に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 紛争処理

第105条(著作権紛争解決あっせん委員)

1. この法律に規定する権利に関する紛争につきあっせんによりその解決を図るため、文化庁に著作権紛争解決あっせん委員(以下この章において「委員」という)を置く。
2. 委員は、文化庁長官が、著作権又は著作隣接権に係る事項に関し学識経験を有する者のうちから、事件ごとに三人以内を委託する。

第106条(あっせんの申請)

1. この法律に規定する権利に関し紛争が生じたときは、当事者は、文化庁長官に対し、あっせんの申請をすることができる。

第107条(手数料)

1. あっせんの申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
2. 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

第108条(あっせんへの付託)

1. 文化庁長官は、第106条の規定に基づき当事者の双方からあっせんの申請があったとき、又は当事者の一方からあっせんの申請があった場合において他の当事者がこれに同意したときは、委員によるあっせんに付するものとする。

2. 文化庁長官は、前項の申請があった場合において、事件がその性質上あつせんするのに適当でないと思つたとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと思つたときは、あつせんに付さないことができる。

第109条(あつせん)

1. 委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。
2. 委員は、事件が解決される見込みがないと思つたときは、あつせんを打ち切ることができる。

第110条(報告等)

1. 委員は、あつせんが終わつたときは、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。
2. 委員は、前条の規定によりあつせんを打ち切つたときは、その旨及びあつせんを打ち切ることとした理由を、当事者に通知するとともに文化庁長官に報告しなければならない。

第111条(政令への委任)

1. この章に規定するもののほか、あつせんの手続及び委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第7章 権利侵害

第112条(差止請求権)

1. 著作者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害のおそれのある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
2. 著作者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によって作成された物又はもっぱら侵害の行為に供される機械若しくは器具の廃却その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

第113条(侵害とみなす行為)

1. 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
 - 一. 国内において頒布する目的を持って、輸入の時に国内で作成したならば著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為
 - 二. 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によって作成された物(前号の輸入に係る物を含む)を情を知って頒布し、又は頒布の目的をもって所持する行為
2. **プログラム**の著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物(当該複製物の所有者によって第47条の2第1項の規定により作成された複製物並びに前項第1号の輸入に係る**プログラム**の著作物の複製物及び当該複製物の所有者によって同条第1項の規定により作成された複製物を含む)を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。
3. 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
 - 一. 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為
 - 二. 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為(記録又は送信の方式の変更を伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと

認められる場合を除く)

三. 前 2 号の行為が行われた著作物若しくは実演等を、情を知って、頒布し、若しくは頒布の目的をもって輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知って公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

4 . 第 9 5 条第 1 項< 商業用レコードの二次使用 > 若しくは第 9 7 条第 1 項< 商業用レコードの二次使用 > に規定する二次使用料又は第 9 5 条の 3 第 3 項< 商業用レコードの貸与 > に規定する報酬を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権(次条第 4 項の規定により著作隣接権と見なされ権利を有する者を含む)」と、同条第 1 項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権(次条第 4 項の規定により著作隣接権と見なされ権利を有する者を含む)」とする。

5 . 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権侵害する行為とみなす。

第 1 1 3 条の 2 (善意者に係る譲渡権の特例)

1 . 著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。))を除く。以下この条において同じ)、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第 26 条の 2 第 2 項の各号< 譲渡権 >、第 9 5 条の 2 第 3 項の各号< 譲渡権 > 又は第 9 7 条の 2 第 2 項各号< 譲渡権 >のいずれにも該当しないものであることを知らず、且つ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物若しくはレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第 26 条の 2 第 2 項、第 9 5 条の 2 第 3 項又は第 9 7 条の 2 第 1 項に規定する権利を侵害する行為でないものとする。

第 1 1 4 条(損害の額の推定)

1 . 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の額を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

2 . 著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

3 . 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償を妨げない。この場合において、著作権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第 1 1 4 条の 2 (書類の提出等)

1 . 裁判所は、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするために必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の保持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2. 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするために必要があると認めるときは、書類の保持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。
3. 前2項の規定は、著作権。出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第114条の3(鑑定人に対する当事者の説明義務)

1. 著作権、出版権または著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするために必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするために必要な事項について説明しなければならない。

第114条の4(相当な損害額の認定)

1. 著作権、出版権または著作隣接権の侵害に係る訴訟において、損害が生じていることが認定される場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性格上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

第115条(名誉回復等の措置)

1. 著作権者は、故意又は過失によりその著作者人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者であることを確保し、又は訂正その他著作者の名誉若しくは名声を回復するために適当な措置を請求することができる。

第116条(著作者の死後の置ける人格的利益の確保のための措置)

1. 著作者の死後においては、その遺族(死亡した遺族の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟を言う。以下この条において同じ)は、当該所作者について第60条<不存後的人格利益の保護>の規定に違反する行為をする者又はするおそれのある者に対し第112条<差止請求権>の請求を、故意又は過失により著作者人格権を侵害する行為又は第60条に規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。
2. 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順位とする。ただし、著作者が遺言によりその順位を別に定めて場合は、その順序とする。
3. 著作者は、遺言に代えて第1項の請求をすることができる者指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者の死亡の日の属する年の翌年から起算して50年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあっては、その存しなくなった後)においては、その請求をすることができない。

第117条(共同著作物の等の権利侵害)

1. 共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得ないで、第112条<差止請求権>の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。

第118条(無名又は変名の著作物に係る権利の保全)

1. 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物の著作者又は著作権者のために、自己の名をもって、第112条、第115条若しくは第116条第1項の請求又はその著作物の著作者人格権若しくは著作権の侵害に係る損害の賠償の請求若しくは不当利得の返還の請求を行なうことができる。

ただし、著作者の変名がその者として周知のものである場合及び第75条第1項の実名の登録があった場合は、この限りでない。

2. 無名又は変名の著作物の複製物にその実名又は周知の変名が発行者名として通常の方法で表示されている者は、その著作物の発行者と推定する。

第8章 罰則

第119条(罰則)

1. 次のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金に処す。
 - 一. 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を害した者(第30条第1項(第102条第1項において準用する場合を含む)に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者又は第113条第3項の規定により著作者人格権、著作権若しくは著作隣接権(同条第4項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第120条において同じ)を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く)
 - 二. 営利を目的として、第30条第1項第1号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は実演等の複製に使用させた者

第120条(同前)

1. 第60条<著作者不存在後の人格的利益の保護>に違反した者は、3百万円以下の罰金に処す。

第120条の2(同前)

1. 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。
 - 一. 技術的保護手段の回避を行なうことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であって用意に組み立てることができるものを含む)若しくは技術的保護手段の回避を行なうことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又はプログラムを公衆に送信し、若しくは送信可能化した者
 - 二. 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行なった者
 - 三. 営利を目的として、第113条第3項の規定により著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害するとみなされる行為を行なった者

第121条(同前)

1. 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物(原著作物の著作者でない者の実名又は周知に変名を原著作物の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む)を頒布した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。

第121条の2(同前)

1. 次の各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む)を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又は頒布の目的をもって所持した者(当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して50年を経過した後において当該複製、頒布又は所持を行なった者を除く)は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。
 - 一. 国内において商業用レコードの製作を業とする者が、レコード製作者からそのレコード(第8

条各号のいずれかに該当するものを除く)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード
二.この法律の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締結国の国民、世界貿易機構の加盟国の国民又はレコード保護条約の締約国の国民(当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む)であるレコード性尺者からそのレコード(第8条各号<保護を受けるレコード>のいずれかに該当するものを除く)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

第122条の(同前)

- 1.第48条<出所の明示>又は第102条第2項<実演等の出所の明示>の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処す。

第123条の(同前)

- 1.第119条<罰則>、第120条の2第3号<権利管理情報の不正処理>及び第121条の2<商業用レコードの違法複製等>の罪は、告訴がなければ公訴できない。
- 2.無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴することができる。ただし、第118条第1項ただし書き<周知の変名>に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

第124条の(同前)

- 1.法人の代表者(法人格を有しない社団又は財団の管理者を含む)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対しては各本条の罰金刑を科する。
 - 一.第119条第1号(著作者人格権に係る部分を除く)・・・1億円以下の罰金刑
 - 二.第119条第1号(著作者人格権に係る部分に限る)若しくは第2号又は第120条から第122条まで・・・各本条の罰金刑
- 2.法人格を有しない社団又は財団について前項の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 3.第1項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対して下告訴又は告訴の取消しは、当該後者に対しても効力を生ずるものとする。

著作権法 終り